

統括 防火 管理者選任（解任）届出書  
 防災

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市消防長

届出者  
 住 所 別紙のとおり  
 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏 名 別紙のとおり

防火  
 下記のとおり、統括 管理者を選任（解任）したので届け出ます。  
 防災

記

防火又は対象物 建築物その他の工作物	所在地			
	名 称	電話 ( )		
	用 途		令別表第1	( ) 項
	種 別	<input type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種	収 容 人 員	

統括防火・防災 選任 管理者	フリガナ 氏名・生年月日		年 月 日生		
	住 所				
	選 任 年 月 日		年 月 日		
	職 務 上 の 地 位				
	資 格	講 習	種 別	<input type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種	<input type="checkbox"/> 防災管理に関する講習
			講習機関		
		修了年月日	年 月 日	年 月 日	
		その他	<input type="checkbox"/> 令第3条第1項第 ( ) 号	<input type="checkbox"/> 令第47条第1項第 ( ) 号	
			<input type="checkbox"/> 規則第2条第 ( ) 号	<input type="checkbox"/> 規則第51条の5第 ( ) 号	
	解 任	氏 名			
解 任 年 月 日		年 月 日			
解 任 理 由					

その他必要な事項 テナント入れ替えに伴う届出（統括防火管理者の変更無し）

※※ 受 付 欄 ※※ 経 過 欄

備考 1 「防火/防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消してください。  
 2 □印のある欄については、該当の□印にレ点を付けてください。

防火対象物名称 \_\_\_\_\_  
 統括防火管理者選任に関する届出者等一覧

( / )

番号	届出者の氏名等		テナント名称・階
1	住所 氏名 電話番号		
2	住所 氏名 電話番号		
3	住所 氏名 電話番号		
4	住所 氏名 電話番号		
5	住所 氏名 電話番号		
6	住所 氏名 電話番号		
7	住所 氏名 電話番号		
8	住所 氏名 電話番号		
9	住所 氏名 電話番号		

注1 届出者の氏名の記入にあたり、法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

注2 記載されている代表者が変更となった場合には、統括防火管理者選任（解任）届出書を提出してください。

## 統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について

\_\_\_\_\_ビルの「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者\_\_\_\_\_に付与する権限等については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1項第1号）

管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

#### 2 防火管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第1項第2号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

#### 3 防火管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第1項第3号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (4) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項